

国 総 動 第 6 号

平成18年4月28日

業界団体の長あて

国土交通省総合政策局不動産課長

分譲マンションの耐震性の再確認の実施について

構造計算書偽装問題については、多数のマンション等の耐震性に大きな問題を発生させ、多くの住民の安全と居住の安定に大きな支障を与えただけでなく、国民の間にマンション等の耐震性に対する不安を広げている。

このような状況を踏まえ、国土交通省においては、マンションを販売した不動産業者が平成18年3月末までに自主的に実施したマンションの耐震性の再確認の状況について調査を行ったところである（別添参照）。

一日も早く国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるようにするためには、不動産業者による分譲マンションの耐震性の自主的な再確認をさらに進める必要があると考えられることから、貴団体におかれては、販売したマンションの耐震性の再確認をまだ実施していない加盟業者や再確認が終了していない加盟業者に対して早急な取組を促すなど、加盟業者に対する周知及び指導を徹底されたい。